

新型コロナウイルス対策支援策

新型コロナウイルス感染拡大によって、本市の経済や市民生活は大きな影響を受けています。

その現状を鑑み、市民の皆さんの生活を守るために、さまざまな支援策に取り組んでいます。最新情報は市ホームページでご覧いただくか、お問合せください。



INFORMATION

インフォメーション

人口と世帯	日本人住民		外国人住民	
	男	女	男	女
安中地域	21,660	22,156	256	278
松井田地域	6,206	6,460	36	66
合計	27,866	28,616	292	344

合計 57,118人 世帯数 24,749 (令和2年5月末日現在)



お知らせ

新型コロナウイルスの影響により市税の徴収猶予特例制度を申請する皆さんへ

徴収猶予特例制度について
 該当する税目は、「令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する」ものです。

左記要件のすべてに該当する場合に徴収猶予の特例が適用されます。

- ① 令和2年2月から納期限までの1か月以上の期間において、収入が前年同月比で20%以上減少した場合
- ② 納期限までに納付困難と認められる場合

申請手続きについて

各税の納期限までに左記書類を「〒379-0192 安中市安中1-23-13 安中市役所収納課収納整理係宛」に郵送またはご来庁にてお申込ください。

- ① 申請書(市ホームページよりダウンロードするか困収納課にお問い合わせください)
- ② 令和2年2月以降収入が減少していることを証明する書類および前年同月の同書類
- ③ 申請時点での現預金額を証明する書類
- ④ 申請時より6か月以内に予想される経常支出および臨時支出の金額を証明する書類

申請後について

申請書および添付資料受理後、徴収猶予適用の可否について審査します。審査の結果は書面にて通知します。徴収猶予の特例制度適用後の対応は左記の通りとなります。

- ① 猶予期間は納期限から1年間となります。左記②および③の条件での期間延長はありません
- ② 猶予金額にかかわらず担保提供は不要です
- ③ 納期限から1年間は延滞金は発生しません

困収納課収納整理係
 (☎内線1083)

子どもに里親になりませんか

県では、さまざまな事情から家庭生活することができない子どもを、家族の一員として迎え入れ、愛情と誠意をもって養育してくださる里親を募集しています。

西部児童相談所(高崎市高松町6)は、里親に関心のある人が相談や里親と交流できるサロンを開催します。ご希望により、里親制度の説明も行います。

日時▼7月15日(水)午前10時~正午
 会場▼困305会議室

対象▼里親に関心のある人や養子縁組を検討している人(安中市以外にお住まいの人も含みます)
 費用▼無料
 申込み▼直接会場へ

問合せ

群馬県西部児童相談所
 (☎0271-32212498)

住居確保給付金

離職や休業などに伴う収入減少により、住居を失うおそれが高い人に一定期間、家賃相当額を支給します。

対象者▼離職・廃業から2年以内または休業などにより収入が減少し、離職などと同程度の状況にある人
 支給期間▼原則3ヶ月(最長9ヶ月まで)

支給額▼単身世帯…30,700円
 2人世帯…37,000円
 3人世帯…39,900円

支給要件▼
 ① 収入要件…世帯収入合計額が、市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12+家賃額(住宅扶助特別基準額が上限)を超えないこと
 単身世帯…78,000円
 2人世帯…115,000円
 3人世帯…140,000円

② 資産要件…世帯の預貯金の合計額が、左記を超えないこと
 単身世帯…468,000円
 2人世帯…690,000円
 3人世帯…840,000円

③ 求職活動等要件…誠実かつ熱心に求職活動を行うこと など

困福祉課社会福祉係
 問合せ▼
 (☎内線1191・1194)

17 安中市役所 ☎382-1111